

捗状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要です。

<児童福祉法による権限規定>

第30条の2		都道府県知事	小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告
第34条の4	第1項	都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の5		都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強姦罪」、「強制わいせつ罪」、「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要です。（なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	<p>○施設に入所している3名の児童（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。</p>
事実確認（調査）	<p>○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校に出向き、事実確認を実施。</p> <p>○3名の児童からの聞き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたき、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった児童以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。</p> <p>○県児童福祉課は、施設長の懲戒権濫用の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。</p>
被措置児童等に対する支援	<p>○最初の訴えを行った児童らは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。</p>
児童福祉審議会への報告・意見聴取	<p>○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
都道府県による指導	<p>○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画
施設の対応	<p>○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施
フォロー	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア <p>○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認</p>